

## 平成 26 年度以降のマイカー規制・シャトルバス運行期間について

## ＜基本方針＞

- 1) 客観的データ等に基づく合理的理由により規制期間・内容を設定する。
  - ・混雑・渋滞・事故が予測される一定の連続性を有する期間に、マイカー規制を設定する。
  - ・交通法規を守り停車できるスペースがない状態を混雑・渋滞が予想される期間とする。
  - ・規制期間は過去の利用状況等のデータを根拠に算出する。
  - ・規制期間は年ごとの大きな変動を避け、利用者にとってできるだけ分かりやすいものとする。
- 2) 規制期間・内容は 3 年間として設定する。
  - ・近い将来予定されている道路施設の変更・改修等と調整し、必要に応じて規制期間・内容の変更を検討する。
  - ・今後の利用状況等のデータを収集・分析し、次期規制期間・内容の設定を行う。
- 3) 規制期間・内容はカムイワッカ部会での合意をもって決定する。
  - ・規制は道路交通法の規制により行う。
- 4) 規制期間外となる混雑予測期間は、カムイワッカ部会メンバーの協力をもって利用円滑のための対策を検討する。

## ＜平成 26 年度以降のマイカー規制・シャトルバス運行期間＞

年	8 月	9 月	計
現行 (平成 23～25 年)	8 月 1～25 日	9 月 15～24 日 (日付固定)	35 日間



年	8 月	9 月	計
平成 26 年	8 月 1～25 日	9 月 13～22 日	35 日間
平成 27 年		9 月 19～23 日	30 日間
平成 28 年		9 月 18～22 日	30 日間

- ・シャトルバスの運行本数については、運行体制や利用者の滞在時間等を踏まえて、カムイワッカ部会事務局で検討を行う。
- ・道路施設の変更・改修等と調整し、必要に応じて追加的な規制期間の設定を検討する。
- ・7月の3連休の局所的に混雑が予想される日については、利用円滑のための対策を実施する。